

日本銀行における保有個人情報の開示請求に係る手数料および  
電磁的記録の開示の方法に関する定め

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「法」という。）第89条第5項に基づき、実費の範囲内において、同条第1項の手数料の額を参酌して、開示請求に係る手数料（以下「手数料」という。）を1. のとおり定める。また、法第87条第1項に基づき、日本銀行における電磁的記録の開示の方法を2. のとおり定める。

1. 手数料

(1) 手数料の額

- ① 手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報の記録されている法人文書（以下「法人文書」という。）1件につき300円とする。
- ② 1通の開示請求書に、保有個人情報が記録されている法人文書が複数記載されている場合に、次のイ、ロのいずれかに該当するときは、①の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。
  - イ. 1つのファイル（本行における能率的な事務の処理および公文の適切な保管に資するよう、相互に密接な関連を有する公文（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合体にまとめたものおよび単独で管理している公文をいう。）にまとめられた複数の法人文書
  - ロ. 前号に定めるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- ③ 日本銀行は、次のイ、ロのいずれにも該当するときには、①に定める額を免除する。この場合、開示請求者は、手数料の免除を申請するときは、法第77条に定める開示請求書とともに、経済的困難の事実を証明する書面を添付した開示請求に係る手数料の免除申請書（書式例）を提出するものとする。
  - イ. 特定個人情報を開示請求されたとき。ただし、特定個人情報を開示請求された後、日本銀行には個人番号をその内容に含まない保有個人情報しか存在しないことが明らかとなった場合に、その旨を教示された開示請求者が個人番号をその内容に含まない保有個人情報を開示請求する意思表示した場合を除く。
  - ロ. 日本銀行が、開示請求者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるとき。

(2) 手数料の納付方法

- ① 開示請求者は、日本銀行に対して、手数料を納付する場合には、次のイ、ロのいずれかにより行う。
  - イ. 個人情報保護窓口における現金の支払い（郵送の場合には、現金書留に限る。）
  - ロ. 日本銀行が設置し管理する金融機関の口座への振込み
- ② 開示請求者は、開示を受けるにあたり、郵送による法人文書の写しの交付を申出るときは、郵送料を郵便切手で納付する。

2. 電磁的記録の開示の方法については、別表のとおりとする。

別表

法人文書の種別	開示の実施の方法
1. 録音テープ(5.を除く。)又は録音ディスク	(1) 専用機器により再生したものの聴取
	(2) 録音カセットテープに複写したものの交付
2. ビデオテープ又はビデオディスク	(1) 専用機器により再生したものの視聴
	(2) ビデオカセットテープに複写したものの交付
3. 電磁的記録(1.、2.、4.又は5.に該当するものを除く。)	(1) 用紙に出力したものの閲覧
	(2) 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
	(3) 用紙に白黒で出力したものの交付
	(4) 用紙にカラーで出力したものの交付
	(5) フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
	(6) 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
	(7) 電子メールによる送付
	(8) 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付
	(9) 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付
	(10) 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付
	(11) 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付
4. 映画フィルム	(1) 専用機器により映写したものの視聴
	(2) ビデオカセットテープに複写したものの交付
5. スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴するもの	(1) 専用機器により再生したものの視聴
	(2) ビデオカセットテープに複写したものの交付

○年○月○日

## 開示請求に係る手数料の免除申請書

日本銀行 総裁 ○○ ○○ 殿

氏名

住所又は居所

連絡先電話番号

日本銀行における保有個人情報の開示請求に係る手数料および電磁的記録の開示の方法に関する定め 1. の規定に基づき、下記のとおり、保有個人情報の開示請求に係る手数料の免除を申請します。

### 記

#### 1 開示を請求する保有個人情報

#### 2 免除を求める理由

- ① 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 11 条第 1 項第○号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がいないため。
- ② その他

(注) ①又は②のいずれかに○印を付してください。

①に○を付した場合は、生活保護法第 11 条第 1 項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。